別紙７

○流山市議会議員政治倫理条例

平成19年３月26日条例第18号

改正

令和４年３月28日条例第８号

令和○年○月○日条例第○号

流山市議会議員政治倫理条例

（目的）

第１条　この条例は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、流山市民（以下「市民」という。）の代表として議員の政治倫理の更なる確立に必要となる事項を定めることにより、流山市議会（以下「議会」という。）が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員及び市民の責務）

第２条　議員は、市民の代表としての役割を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

２　議員は、この条例に定める政治倫理に関する自らの事項について、進んでその説明責任を果たすよう努めなければならない。

３　議員は、市民の代表として、互いの立場や主張の相互理解に努め、ハラスメントの発生を未然に防止するよう努めなければならない。

４　市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は法人の利益のため議員が利用されることがないよう、常に議員の活動を見守るよう努めなければならない。

（政治倫理基準の遵守）

第３条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（１）　市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての職務に関し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

（２）　流山市並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社及び流山市が加入する一部事務組合及び広域連合及び流山市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社（以下単に「市」と総称する。）が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために、有利な取り計らいをしたと見られる行為をしないこと。

（３）　議員及び当該議員を推薦し、又は支持する公職選挙法第199条の５第１項に規定する後援団

体に対する政治活動に関する寄附として、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある金品を受けないこと。

（４） 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品を受けないこと。

（５） 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

（６） 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦、紹介等の行為をしないこと。

（７） 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法その他の関係法令に定めるハラスメントの考え方に準じた~~人権侵害のあるおそれのあるハラスメント~~行為（詳細~~定義等~~については、規則で定める。）をしてはならない。

（８） 発言又は情報発信を行う場合（各種媒体を利用した情報発信を含む。）は、他人の名誉を毀損し、人格を侵害し、又は虚偽の情報を流布する行為をしないこと。

（９） 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。

（10） 暴力団（流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第２条第１号に規定する暴力団をいう）等反社会的勢力に関与し、又は関係を保つ行為をしないこと。

（11） 本会議、委員会、協議会等の議会活動を優先して取り組むとともに、議会全体に関わる事項について積極的に情報収集に努めること。

２ 市民の意見等に基づき、市政の課題や不適切な事務執行の疑いがある事項について、必要な調査を行い、是正を求め、又は指摘を行うことを妨げるものではない。ただし、その態様が社会通念上相当と認められる範囲を超えないものとする。

（宣誓書の提出）

第４条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、議員の任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあってはその選挙の期日とし、繰上補充により当選人と定められた議員にあってはその当選の効力発生の日とする。）から30日以内に、別に定める宣誓書を流山市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると議長が認めたときは、この限りでない。

（納税等状況報告書の提出）

第５条 議員は、流山市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書（以下「納税等

状況報告書」という。）を、毎年、議長が指定する日までに作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく議長に提出しなければならない。ただし、規則で定める議員については、この限りでない。

２　前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、５年間保存しなければならない。

（調査請求）

第６条　公職選挙法第９条第２項の規定により議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第３条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、有権者にあっては、有権者数の500分の１以上の、議員にあっては、議員総数の４分の１以上の署名により、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、当該調査請求を行う者は、議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。

２　議長は、前項の調査請求書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、請求者に対し、その補正を求めることができる。

（調査請求の受理等）

第６条の２　議長は、前条の規定による調査の請求があったときは、速やかに当該対象議員に対しその旨を通知し、相当の期間を定めて弁明（又は意見）の機会を与えることができる。

２　当該対象議員は弁明書（又は意見書）を議長に提出することができる。

３　議長は、前項の規定により提出された弁明書等の写しを、遅滞なく全議員に送付しなければならない。

４　議長は、受理した調査請求書及び弁明書等の内容を精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、市長への送付を行わず、却下することができる。

~~（１）調査請求の内容が、明らかに事実に反すると認められるとき。~~

（~~２~~１）既に審査を受けた事項と同一であり、新たな証拠の提示がないとき。

（２）第６条第２項の規定により補正を求めたにもかかわらず、請求者が定められた期間内に補正をしないとき、又は補正をしても調査請求の要件を満たさないとき。

５　議長は、前項の規定により却下した場合であっても、対象議員の行為が社会通念上相当と認められる範囲を超えるときは、議長が口頭で注意することができる。

６　議長は、第４項の規定により調査の請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求者に通知するとともに、これを議会に報告（又は公表）しなければならない。

（政治倫理基準違反の調査等）

第７条　議長は、第６条の２の規定による手続を終えた後、同条第４項の規定により却下する場合を除き、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を依頼するため、速やかに調査請求書、添付書類及び同条第２項の規定により提出された弁明書等の写しを市長に送付するものとする。

２　市長は、前項の規定により議長から調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、流山市政治倫理審査会条例（平成19年流山市条例第19号。以下「審査会条例」という。）の規定に基づき設置される流山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に政治倫理違反行為の存否についての調査を行わせるものとする。

（議長の協力義務）

第８条　議長は、審査会条例第７条第１項の規定による依頼があったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。

（議員の協力義務）

第９条　議員は、審査会条例第７条第２項の規定による求めがあったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。

２　議員は、審査会条例第７条第３項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

３　議長は、審査会条例第７条第５項の規定により、市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

（調査報告書の公表等）

第10条　市長は、審査会条例第６条の規定により審査会から調査報告書の送付を受けたときは、速やかにその写しを議長に送付しなければならない。

２　議長は、前項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その内容を調査請求した有権者又は議員に通知しなければならない。

３　前項の調査報告書の写しは、議長においてその要旨を公表するとともに、３年間保存しなければならない。

（調査結果の尊重）

第11条　議会は、審査会の調査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと指摘された議員に対して、

議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

（審査対象議員に対する措置）

第11条の２　議長は、前条の規定による報告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。

（１）口頭注意（議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。）

（２）文書による戒告（議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。）

（３）議場における陳謝の勧告（議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。）

（４）一定期間の出席自粛の勧告（議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。）

（５）議員辞職の勧告（議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。）

（６）その他議会が必要と認める措置

２　議長は、前項に規定する措置（同項第１号に規定する口頭注意を除く。）を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び審査請求した者に対し、その旨を報告しなければならない。

３　議長は、審査会の意見又は勧告と異なる内容の措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。

４　議長は、第１項第４号及び第５号に定める決議案（出席自粛や辞職勧告）が提出されたときは、その審議の後に、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。

（研修の実施及び受講）

第12条　議長は、議員の政治倫理意識の向上、ハラスメントの防止及び円滑な議会運営に資するため、専門家等による研修を実施しなければならない。

２　議員は、前項の研修を受講しなければならない。

（委任）

第13条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第５条から第11条までの規定は、平成

20年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の施行の日において議員である者に対する第４条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

附　則（令和４年３月28日条例第８号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。